

竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年竹原市条例第17号）によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年竹原市条例第17号）によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	4
(3) 変更の内容	①提供を求める利用特定個人情報の追加又は削除
(4) 変更の内容の詳細	事務1 法定事務中①根拠規定を「利用個人情報提供省令92条2号」に、利用特定個人情報1①根拠規定を「利用個人情報提供省令92条2号」に変更
(5) 変更の理由	③準ずる先の法定事務において提供を求める利用特定個人情報の追加・削除があったもの
(6) 変更の理由の詳細※ (5) で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	2025年07月28日

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	竹原市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年竹原市条例第17号）によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3の項 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年竹原市条例第17号）によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第1条	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年竹原市条例第17号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（母子家庭等及び寡婦）の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦）の（福祉を図る）ことを目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭の父又は母及び児童等）に対し、医療費の一部を支給することにより、その（保健の向上と生活の安定）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年竹原市条例第17号） 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（昭和54年竹原市規則第17号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（昭和54年竹原市規則第17号）第3条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条に規定する受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
-----------------	--------------------	--------------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条に規定する受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条の規定による受給資格の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
-----------------	--------------------	--------------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条の規定による受給資格の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条第2項、第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証の変更届に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号イ	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第8条第3号、第4号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
-----------------	---	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証の変更届に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号、第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年10月10日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父又は母及び児童等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年09月30日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	22
保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%AB%B9%E5%8E%9F%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=%EF%BC%97&opn_date_to_month=%EF%BC%91%EF%BC%92&opn_date_to_day=%EF%BC%91&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	